平成２４年度 国民健康保険税が決定しました

平成２４年度の国民健康保険税（以下、国保税）率等の内訳が、決定しました。国保税は皆さんの医療費にあてられる大切な財源です。忘れずに納めましょう。

区　分	説　　明	国保税		
		基礎分	後期高齢者支援金分	介　護納付金分
所得割	平成２３年中の所得金額－基礎控除(３３万円)	６．３％	２．０％	２．０％
資産割	平成２４年度の固定資産税額に対する	３４．０％	６．０％	６．０％
均等割	被保険者１人につき	２１，０００円	６，０００円	７，０００円
平等割	１世帯につき	１５，０００円	６，０００円	６，０００円
最高額	１世帯につき	５１万円	１４万円	１２万円

・平成２０年度から、後期高齢者支援金分を全被保険者に負担していただいています。介護納付金分は、４０歳以上６５歳未満の方がいる世帯について、国保税として負担していただいています。
・所得によっては、均等割･平等割額の７割、５割、２割を軽減する制度があります。
・非自発的失業者にかかる国保税の軽減に該当しない方で、企業の倒産、解雇により所得が皆無になったり、また病気や災害等で国保税の納付が困難な方は、申請により減免されることがあります。

©やなせたかし かりかり モモコちゃん

非自発的失業者にかかる保険税の軽減について

次に該当する非自発的失業者の国民健康保険税については、失業時の翌日からその翌年度末までの間、前年所得の給与所得を３０／１００として算定します（基準を満たせば７・５・２割軽減が適用されます）。高額療養費等の所得区分の判定についても、同様に対応します。

・**雇用保険の特定受給資格者**（倒産、解雇等の事業主の都合により離職した方）
・**雇用保険の特定理由離職者**（雇用期間満了などにより離職した方）

【手続きに必要なもの】
雇用保険受給資格者証・納税義務者（世帯主）の方の認印

©やなせたかし しいたけ たけちゃん

平成２４年度
国民健康保険税の納税通知書を７月中旬に発送します。
国保だよりの詳細については、同封のお知らせ文書をご覧ください。

ジェネリック医薬品

ジェネリック医薬品（後発医薬品）とは、新薬（先発医薬品）の特許がきれた後に販売される医薬品で、新薬と同等の有効成分、効能・効果を持っています。平成２３年８月から、ジェネリック医薬品に移行することにより自己負担額が軽減される方については、**ジェネリック医薬品普及促進差額通知書**を送付させていただきます。なお、差額通知書の送付を希望しない方は、ご連絡をお願いします。

For foreigner 外国人住民の方へ

国保・後期高齢者の加入要件が変更されます

法律の改正に伴い7月9日から、外国人の方の国民健康保険と後期高齢者医療制度の加入要件が次のとおり変更されます。

①香美市に住民登録をしている方
②在留期間が3か月を超える在留資格をお持ちの方

詳細はお問い合わせください。

後期高齢者医療 ご加入の皆さんへ

今年度の被保険者証は紫色

新しい保険証は7月下旬に発送予定です

現在お使いの**後期高齢者医療被保険者証**の有効期限は7月31日です。新しい保険証は7月下旬ごろ、黄緑色の封筒でお届けします。また、**後期高齢者医療限度額適用・標準負担額減額認定証**の有効期限も7月31日までです。認定証をお持ちの方で8月からも該当の方には新しい認定証もお届けします。

保険証の発送に併せて、**後期高齢者医療制度のしおり**を発送します。医療費の自己負担の割合、高額療養費や葬祭費・保険料などについて解説していますのでご覧になってください。

☆保険料額決定通知書兼納付通知書は７月中旬に発送予定です☆

国保加入者・後期高齢者医療被保険者の方へ

医療費の限度額適用制度をご存じですか？

―４月から外来診療も対象になりました―

限度額適用・標準負担額減額認定証および**限度額適用認定証**を、入院または高額な外来診療を受ける場合に医療機関へ提示すると、窓口での医療費の支払いが限度額以内になります。ただし、69歳以下の方で、特別の理由がなく、国保税を滞納している世帯の方には交付できません。

自己負担限度額と食事代は所得区分によって異なります。国保の方は、４月に保険証と一緒に送付した**国保のしおり**を、後期高齢者医療の方は、７月に保険証と一緒に送付する**後期高齢者医療制度のしおり**をご覧ください。

認定証の更新・新規申請について

後期高齢者医療制度にご加入の方は、18ﾍﾟｰｼﾞのとおり該当の方には新しい認定証をお届けしますので、更新の手続きの必要はありません。新たに認定証が必要な方は、申請が必要です。

国保加入の方は、認定証の**有効期限は7月31日まで**です。8月以降も必要な方は更新が必要です。更新される方は、8月中に手続きを行ってください。新たに認定証が必要な方も、申請が必要です。

■更新・新規申請される方【手続きに必要な物】①保険証②認印（国保の方で世帯主以外の方が来る場合は世帯主と代理人の認印）③国保の旧認定証（更新される方のみ）④住民税非課税世帯の国保の方が過去1年間に91日以上入院された場合は、その分の領収書等、入院期間の分かる物（申請により、さらに食事代が減額されるため）

【申請先】市民保険課保険班・各支所

■このページの問い合わせ先　市民保険課　保険班　☎53－3115